

ID: 3022

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第51条第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】	法第51条第2項及び第3項の規定による。 (総会の議決事項) 第51条 2 定款の変更(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の認可(第9条の7の2第4項の規定により前項の認可があつたものとみなされる場合を除く。)については、第27条の2第4項から第6項までの規定を準用する。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和元年6月21日